

国民健康保険税の賦課誤りについて

プレスリリース愛総発第 12 号

令和 7 年 8 月 21 日

愛南町税務課

国民健康保険税の軽減判定所得を算定する際の計算に誤りがあり、軽減区分が正しく判定できていなかったことによる賦課誤りが判明しました。

対象者の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、事案の概要についてお知らせします。

1 賦課誤りの内容

国民健康保険税のうち、被保険者均等割・世帯別平等割については、世帯の所得状況に応じて 7 割・5 割・2 割の 3 区分で軽減の措置を行っておりますが、青色申告による純損失の繰越控除がある場合、本来は当該年度の所得から過去 3 年以内に生じた純損失の繰越額を控除した後の所得を基に軽減の判定を行うところ、本来控除すべき適正な額が控除されていなかったことから、軽減の区分が正しく判定されず賦課していたことが判明しました。

2 発覚の経緯

令和 7 年 7 月 4 日、厚生労働省が毎年実施する国民健康保険実態調査において、国民健康保険税の軽減判定所得額の算定についての確認依頼があり、改めて算定内容を確認したところ、軽減の区分が正しく判定されず賦課していたことが判明しました。

3 賦課誤りの原因

税申告システムを平成 27 年度に導入し、平成 28 年度の国民健康保険税の賦課から税基幹システムと連携させ国民健康保険税の算定を行っていましたが、申告データの抽出方法に関する設定に一部誤りがあったため、繰越損失のデータ連携が適正に行われていなかったことにより賦課誤りが発生したものです。

4 賦課誤りとなった世帯の状況

賦課年度	対象世帯数	過大に賦課された税額
平成 29 年度	2 世帯	40,500 円
平成 30 年度	3 世帯	85,400 円
令和元年度	1 世帯	45,700 円
令和 2 年度	3 世帯	62,100 円
令和 3 年度	2 世帯	79,300 円

令和4年度	10世帯	279,400円
令和5年度	7世帯	271,700円
令和6年度	4世帯	101,100円
令和7年度	1世帯	12,700円
合 計	実世帯数 25世帯	977,900円

5 今後の対応

賦課額が過大となっている25世帯には、お詫びと誤算定に至った経緯について説明を行うとともに、速やかに還付の手続きを進めてまいります。

6 再発防止策

新たなシステムの導入時においては、基幹システムとのデータ連携に関する設定内容などについて、システム導入事業者との協議を十分に行うとともに、基幹システムにおける賦課処理後は、国民健康保険税額及び軽減判定所得額等について、抽出した人ごとの確認に加え、様々な申告パターンに応じて複数人での検証作業を行い、正確な賦課に努めてまいります。

【お問い合わせ】

愛南町役場税務課 国保介護賦課係
〒798-4196

南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL : 0895-72-1211 (代表)

FAX : 0895-72-1214

E-mail : zeimu@town.ainan.ehime.jp